

職 員 給 与 規 程

平成9年3月4日	制 定
平成15年4月1日	一部改正
平成18年4月1日	一部改正
平成24年4月1日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正
平成28年4月1日	一部改正
平成29年4月1日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正
令和4年4月1日	一部改正
令和5年4月1日	一部改正
令和6年4月1日	一部改正

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人給水工事技術振興財団に採用された常勤の職員の給与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 給与は、本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、超過勤務手当、休日出勤手当、通勤手当、住居手当及び特別手当とする。

(給与の支給方法)

第3条 給与は、法令等により控除すべき金額を控除し、通貨で直接職員にその残額を支給する。ただし、職員からの申し出のある場合には、口座振替え等の方法により支払うことができる。

(給与の支給日)

第4条 本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当及び住居手当の支給日は、その月の17日とする。

2 超過勤務手当及び休日出勤手当の支給日は、その月分を翌月の17日とする。

3 給与の支給日が休日であるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

(給与の計算方法)

第5条 給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとする。

2 新たに職員になった者は、その日から、増給、減給のときは発令の日から計算する。

退職のときは、その日までとする。

(勤務1時間当りの給与額)

第6条 この規程で勤務1時間当たりの給与額とは、本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間の勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第7条 職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定する給与の減額は、減額すべき事実があった日の属する給与期間のものを、

その給与期間又は次の給与期間の給与支給の際、行うものとする。

3 前項の場合において、1の給与期間における減額の基準となる時間の合計に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(給与表)

第8条 本給の月額は、「一般職の職員の給与に関する法律」(以下「給与法」という。)別表第一に定める行政職俸給表(一)(以下「給与表」という。)を適用する。

2 給与表に定める職務の級への格付けのための基準は、次に定めるところによる。

職務の級	標準的な職務
7級	事務局長及び技監
6級	部長
5級	課長及び主任研究員
4級	課長補佐、参与及び係長
3級	参与、係長及び主査
2級	主任
1級	定型的な業務を行う職員

(初任給)

第9条 新たに職員となった者の職務の級及び号俸は、次の基準により決定する。

職種	学歴	初任給
事務職員	大学卒	1級17号
	短大卒	1級9号
	高校卒	1級1号

2 新たに職員となった者が、その職務について同種類の経験を有する場合は1.0割換

算、その他のものは5割換算した年数を加算して、別に職務の級及び号俸を決定することができる。

- 3 前項により定められた職務の級及び号俸が、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、別にその者の職務の級及び号俸を決定することができる。

(昇任、昇格、昇給及び降格)

第10条 昇任、昇格、昇給及び降格については、給与法の定めを準用する。

(昇任、昇格及び昇給の時期)

第11条 昇任、昇格及び昇給の時期は、原則として4月1日とする。

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、事務局長、部長及び課長の職にある者に支給する。

- 2 管理職手当の月額、その者の受ける本給の月額に次の各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 事務局長の職 100分の18
- (2) 部長職 100分の16
- (3) 課長の職 100分の12

- 3 管理職手当を受取る者が給与期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当を支給しない。

- 4 管理職手当の支給を受取る者には、超過勤務手当及び休日出勤手当は支給しない。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者に対して支給する。

- (1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身障害者

- 2 扶養手当の月額及びその支給に関し必要な事項は、給与法の定めを準用する。

(地域手当)

第14条 地域手当の月額は、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に別に定める割合を乗じて得た額とする。

(地域手当の額の特例)

第15条 諸手当の給与額の計算の基礎となる地域手当の月額は、前条の規定にかかわらず、次に定める額とする。

超過勤務手当及び休日出勤手当の1時間当りの給与額の計算の基礎となる地域手当の
月額、本給の月額に前条の地域手当の割合を乗じて得た額

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とする職員に対して支給する。

2 通勤手当の月額及びその支給に関し必要な事項は、給与法の定めを準用する。

3 通勤手当の算出は、運賃、時間、距離、期間等の実情に照らし、最も経済的、かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法によるものとする。

(住居手当)

第17条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借受け家賃を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である者に支給する。

2 住居手当の月額及びその支給に関し必要な事項は、給与法の定めを準用する。

(超過勤務手当)

第18条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して超過勤務手当を支給する。

2 超過勤務手当の額は、勤務1時間につき第6条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の150）を乗じて得た額とする。

(超過勤務の端数時間の集計)

第19条 超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（超過勤務手当のうち、支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分毎に各別に算出した時間数）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(休日出勤手当)

第20条 休日の正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員には、休日出勤手当として正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して休日出勤手当を支給する。

2 休日出勤手当の額は、勤務1時間につき第6条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の135を乗じて得た額とする。

3 休日に正規の勤務時間を超えて勤務したときは、超過勤務として取り扱う。この場合において1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(特別手当)

第21条 特別手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 前項に定めるほか、特別手当の額及びその支給に関し必要な事項は、給与法の定めを準用し、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第22条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり休職にされたときは、その休職期間中の給与は、その本給、扶養手当、地域手当及び住居手当の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職期間が1年に達するまで給与は、その本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職期間中の給与は、その本給、扶養手当、地域手当、住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が前各号に掲げるもののほか、特別の事由により休職にされたときは、その休職期間中の給与は、その都度理事長が定める。

(死亡退職者の給与)

第23条 死亡した職員に対するその月分の本給、扶養手当、地域手当及び住居手当については、その全額を支給する。

(端数の処理)

第24条 この規程の各条項により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額を1円として計算する。

(実施規定)

第25条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年3月4日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正後の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年1月1日から施行し、改正後の別表第一の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の別表第一の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定により支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
この規程の改正後の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表第

一

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額									
任用職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200		

34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			

73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			

	113		305,100	354,700							
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
再任用職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、186,700円とする。